

『インフルエンザ罹患証明書』についてQ&A

Q 1 「罹患証明書」は、どうしたらよいですか？

A 1 9月3日に生徒に配布しました。用紙を御家庭で保管し、インフルエンザ様症状で医療機関を受診する際に持参し、医師に記入してもらってください。
用紙を紛失してしまった場合は、学校ホームページからダウンロードできます。
また、学校に取りに来ていただければお渡しします。

Q 2 受診する際に「罹患証明書」を忘れてしまった場合、どうすればよいですか？

A 2 受診した医療機関に用紙が置いてあれば書いていただけます。
医療機関に用紙がなかった場合は、学校ホームページからダウンロードまたは学校に取りに来ていただき、「インフルエンザ経過報告書」に体温等を記入してください。

後から医療機関に記入してもらいに行く必要はありません。

登校する際に、インフルエンザに罹患したことを証明できるもの（お薬手帳、調剤明細書、薬の説明書の写し等）を併せて提出してください。

※インフルエンザに罹患したことを証明できるものが提出されない場合、出席停止と認められない場合がありますので御注意ください。

Q 3 出席停止期間は何日ですか？

A 3 発症した日を0日として、その後5日間（計6日間）を経過し、かつ、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過するまでです。

Q 4 熱が下がって2日たてば、発症してから5日間経過していなくても登校できますか？

A 4 できません。

発症した日を0日として、その後5日間を経過するまでは登校できません。

Q 5 インフルエンザ以外の感染症による出席停止の書類はどうなりますか？

A 5 この罹患証明書はインフルエンザのみ使用します。その他の出席停止が必要な感染症は今までどおり「登校許可証明書」が必要となります。

この他に不明な点がございましたら学校にお問い合わせください。